

群馬県個人情報保護審議会条例(案)の概要について

1 概要

現在、本県では群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の設置や運用に係る規定を群馬県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）で定めているところであるが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条による個人情報保護法の改正により、全地方公共団体の個人情報に関する取扱い等については改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が適用されることとなるため、現行条例は廃止することとなる。

改正法適用後においても、開示請求等の審査請求に係る諮問は各地方公共団体が設置する諮問機関に対して行うことが改正法で規定されており、審議会に係る規定を条例で定め直す必要があることから、新たに群馬県個人情報保護審議会条例を制定する。

2 条例案について

(1) 制定の方針

審議会の設置や組織に関する規定及び審査請求の手続に関する規定を定めるものであり、基本的に現行の審議会体制及び運用を継続するものである。

(2) 現行の審議会体制及び運用からの変更点

① 審議会委員の任期

審議会での審議事項の専門性や本県の行政不服審査会委員の任期が3年であることなどを考慮し、審議会委員の任期を2年から3年へと変更

② 個人情報の取扱いについての調査権限

改正後、個人情報の取扱い等について諮問を受けた場合の審議会の権限（口頭説明や資料の提出等を諮問庁に求めるもの）を明文化

(3) 施行日

令和5年4月1日